

公益財団法人 日韓文化交流基金理事長(候補者)の公募について

<募集要項>

令和4年7月8日

公益財団法人 日韓文化交流基金

公益財団法人日韓文化交流基金では、下記のとおり理事長(候補者)の公募を行います。

1. ポスト 理事長(候補者)
2. 任期
令和4年9月から現在の理事*の任期満了日(令和6年6月の定時評議員会終了時)まで。 (*下記6.参照)
3. 職務内容等
別紙のとおり。
4. 公募の期間
令和4年7月8日(金)から令和4年7月29日(金)17時まで
5. 応募方法
 - (1) 応募書類
 - ① 履歴書(市販の用紙で可。写真を添付すること)
別紙の職務内容書の「必要な資格・経験等」の有無を確認することができる内容が記載されていることが望ましい。
 - ② 自己アピール文書(A4 様式で2枚以内。自らがこのポストに適任であることをポイント毎に簡潔にまとめたもの)
 - ③ 確認書(添付書式)

(2) 提出方法

下記宛に郵送

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-21-1 プライム水道橋ビル 5F

公益財団法人 日韓文化交流基金 理事長(候補者)公募担当者宛

*簡易書留とし、封書表に「公募申請書類在中」と朱書きすること。

(3) 提出締切

令和4年7月29日(金)まで(同日17時必着)

6. 選考方法

一次選考 書類選考(履歴書及び自己アピール文書)

二次選考 面接審査(二次選考の対象者には、一次選考の後、面接日時、場所等個別に連絡します。)

*二次選考の後、理事長候補として内定した者は、まず評議員会において理事に選任され、その後の理事会において理事の互選により理事長に選定されます。

7. 連絡先

公益財団法人 日韓文化交流基金事務局 担当:久保山(くぼやま)

郵便番号 101-0061

住所 東京都千代田区神田三崎町 2-21-1 プライム水道橋ビル 5F

電話番号 (担当業務携帯)070-1575-8712、080-9428-1693

(代表)03-6261-6790

E-mail kobo@jkcf.or.jp

職務内容書
＜公益財団法人日韓文化交流基金理事長＞

1. 法人名：公益財団法人 日韓文化交流基金

2. 法人の業務概要：

(1)当法人は、日韓両国民間の人的交流及び学術・文化交流を増進し、相互理解と信頼関係を深めることによって、日韓両国の友好関係の発展とアジアの平和と安定に寄与することを目的とする公益財団法人です。

(2)主な業務内容は、次のとおりです(公益財団法人日韓文化交流基金定款第4条)。

- ① 日韓両国の青少年交流(招聘・派遣)事業の実施
- ② 民間レベルの日韓交流事業及び学術研究活動に対する助成
- ③ 日韓関係を中心とする有識者会議及び研究事業に対する支援
- ④ 日韓相互理解の普及振興及び顕彰
- ⑤ 日韓関係及び日韓交流に関する情報の収集、提供及び広報
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3)日韓文化交流基金の活動については、当基金のホームページを参照して下さい。

(URL <http://www.jkcf.or.jp>)

3. ポスト：

理事長

任 期：令和4年9月1日から現在在任中の理事の任期満了日(令和6年6月の定時評議員会終了時まで)

*当法人では、代表理事2名のうち、1名が会長職を、もう1名が理事長職を務めます。

4. 職務内容:

理事長は、法令及び定款に定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行します。

5. 必要な資格・経験等:

- (1) 日韓両国の交流促進に対する熱意を持ち、当法人が行う業務についての的確に指揮・遂行する能力を有すること。
- (2) 中立性・公平性をもって業務を遂行すること。
- (3) 日本国籍を有すること。

6. 勤務条件等:

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 公益財団法人 日韓文化交流基金
(東京都千代田区神田三崎町 2-21-1 プライム水道橋ビル 5F)
- (3) 報酬等 当基金の「役員、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関する規程」による。
- (4) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断(年1回)等

7. 欠格事項等:

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 6 条の役員欠格事由*
に該当する場合は、理事となることができません。 (*次頁参照)

(以上)

【参考】「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」より抜粋
(第6条第1号イ～ニ)

(欠格事由)

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
 - ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

令和 年 月 日

公益財団法人 日韓文化交流基金 御中

住 所

氏 名 ㊟

確認書

- 1 私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条第1号イからニ所定の欠格事由のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本日現在役員を務める他の法人の名称、役職名等を届け出ます。また、今後、私が貴基金の理事に選任された場合、届け出た内容に変更が生じたとき又は新たに他の公益法人の役員に就任したときは、遅滞なくその旨を届け出ます。
- 3 私が貴基金の理事に選任された場合、私の氏名、生年月日及び現住所（住民票上の住所）を所轄行政庁その他所管官公署に届け出ることについて同意します。

以上